

法務省民商第376号  
令和4年8月1日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

供託規則の一部を改正する省令等の施行に伴う供託事務の取扱いについて（通達）

供託規則の一部を改正する省令（令和4年法務省令第28号。以下「改正省令」という。）、昭和53年法務省告示第53号の一部を改正する告示（令和4年法務省告示第139号。以下「改正告示」という。）及び「供託事務取扱手続準則の一部改正について」（本日付け法務省民商第375号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達）が本年9月1日から施行されますが、これらに伴う供託事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下供託官及び登記官並びに登記簿等の公開に関する事務の受託事業者に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「規則」とあるのは改正省令による改正後の供託規則（昭和34年法務省令第2号）を、「告示」とあるのは改正告示による改正後の昭和53年法務省告示第53号をいいます。

おって、昭和43年6月14日付け法務省民事甲第2003号当職通達、同日付け法務省民事四発第520号民事局第四課長依命通知、平成14年6月21日付け法務省民商第1524号民事局商事課長通知、平成20年2月18日付け法務省民商第631号当職通達、平成20年6月12日付け法務省民商第1667号当職通達及び平成30年3月16日付け法務省民商第32号当職通達並びに本通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により廃止又は変更したものとします。

## 記

### 第1 本通達の趣旨

本通達は、供託手続の簡素化による利用者の負担軽減、利用者の利便性の向上などを図ることを目的とする改正省令及び改正告示に基づく供託事務の取扱い等について、その留意すべき事項を明らかにしたものである。

### 第2 登記事項証明書の添付又は提示の省略に係る事務の取扱い

#### 1 改正の概要

供託手続において添付又は提示する登記された法人の代表者の資格を証する書面（規則第14条第1項等）などについて、その登記事項証明書の添付又は提示を求めることがとされた（規則第14条第1項及び第4項（第21条第5項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）、第24条第2項第2号、第27条第1項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）並びに第39条の2。）。これにより、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第11条の規定により、当該登記事項証明書の添付又は提示を省略することができるようとなる（以下「登記事項証明書の添付省略」という。）。

#### 2 登記情報連携システムとの連携

(1) 登記事項証明書の添付省略は、登記情報連携（当省の登記情報連携システムと供託事務処理システムとを連携することにより、商業・法人登記の管轄にかかわらず、登記された法人の登記情報（以下「登記情報」という。）を取得する仕組みをいう。以下同じ。）により実現するものとする。

なお、登記情報連携による登記情報の取得は、磁気ディスクをもって調製された登記簿（商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の2第1号参照）のみを対象とするものとする。

おって、登記事項証明書の添付省略については、手数料を要しない。

(2) 供託官は、供託事務処理システムの端末を操作し、供託手続において必要な範囲内でのみ、登記情報を取得するものとする。

#### 3 供託書等への記載事項等

登記情報を取得するためには、供託者又は供託物払渡請求者（以下「供

託者等」という。) から、①商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地、②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号、③会社法人等番号(商業登記法第7条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)のいずれかが供託所に提供される必要がある(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条)ところ、供託者等が登記された法人である場合には、供託書又は供託物払渡請求書(以下「供託書等」という。)に、商号又は名称及び本店又は主たる事務所を記載することを要する(規則第13条第2項第1号、第22条第2項第8号)ため、当該記載により上記①の提供の条件を満たすこととする。

なお、改正省令による改正前の供託規則においては、登記された法人が当該供託規則第38条第1項第1号の規定による供託をする場合において、当該法人の会社法人等番号がその申請書情報(規則第39条第1項に規定する申請書情報をいう。以下同じ。)と併せて送信され、これにより供託官がその登記情報を直ちに確認することができるときは、登記所の作成した代表者の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書面を提示することを要しないとされていたが、情報通信技術活用法第11条の規定の適用においては、登記された法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地に加えて、その会社法人等番号の提供をも求める必要はないため、その取扱いを規定していた改正省令による改正前の供託規則第39条の2第3項の規定は、削られた。

#### 4 供託所における取扱い

##### (1) 登記情報連携による確認ができる場合

ア 供託者等は、供託書等に記載された登記された法人の代表者の資格を証する登記事項証明書の提示を省略することができることとなる(情報通信技術活用法第11条、規則第14条第1項)。この取扱いは、供託書等が供託所の窓口で提出された場合(以下「窓口申請」という。)のほか、送付により提出された場合(以下「送付申請」という。)又は規則第38条第1項第1号の規定により供託された場合(規則第39条第3項第1号の電子証明書を併せて送信したものを除く。以下「オンライン申請」という。)のいずれにおいても同様とする。

イ 供託官は、登記情報連携によって登記された法人の代表者の資格を確認するに当たっては、登記情報連携システムから出力した登記情報の内容を用紙に出力したものを持って行うものとし、当該用紙に基づき、供託書等に記載された法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所により法人を特定し、当該法人の代表者の資格を確認するものとする。この場合には、供託官は、供託手続が終了した後、登記情報の内容が出力された用紙を、金銭供託書添付書類等つづり込帳等に編てつするものとする。

なお、上記アにかかわらず、供託者等から作成後 3 か月以内の登記事項証明書の提示があった場合には、供託官は、当該登記事項証明書により登記された法人の代表者の資格を確認するものとする。

ウ 上記ア及びイの取扱いは、供託者等が代理人によって供託手続をしようとする場合において、当該代理人が法人である場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書及び支配人その他登記のある代理人によって供託手続をしようとする場合における当該支配人その他登記のある代理人の権限を証する登記事項証明書の提示の省略（情報通信技術活用法第 11 条、規則第 14 条第 4 項等）においても同様とする。

ただし、登記された法人が代理人として、規則第 38 条第 1 項の規定による供託又は払渡しの請求（以下「供託等」という。）をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る規則第 39 条第 3 項第 1 号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、規則第 14 条第 4 項又は第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、登記事項証明書の添付省略の取扱いを行わないものとする。

## （2）登記情報連携による確認ができない場合

ア 供託者等である登記された法人について登記の申請又は嘱託がされている場合

供託者等が登記された法人であって、当該法人について登記の申請又は嘱託がされ、当該登記が完了していないときは、登記情報連携によって当該法人の登記情報を取得することができないため、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることはできない。

この場合には、供託官は、次のとおり取り扱うものとする。

(7) 窓口申請又は送付申請がされた場合

供託官は、供託者等に対し、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることができない旨を連絡するものとする。

- a 当該連絡をした場合において、供託者等から作成後3か月以内の登記事項証明書の添付又は提示がされ、当該登記事項証明書によって法人の代表者の資格を確認することができるときは、供託官は、他に供託を受理すべきでないと認めるとき又は払渡請求に理由がないと認めるときを除き、これを受理又は認可して差し支えないものとする。
- b 供託者等の意向を確認した結果、当該登記事項証明書の添付又は提示をすることができない旨の連絡があった場合には、供託申請等の取下げを促すものとする。

(8) オンライン申請がされた場合

供託官は、供託者に対し、供託事務処理システムの連絡コメント機能を用いて、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることができない旨を連絡するとともに、申請書情報が供託所に到達した日から5日後（到達した日は、算入しない。）までに、登記事項証明書が供託所に到達するように促す内容の「お知らせ」を作成し、登記・供託オンライン申請システムにより、当該「お知らせ」を通知するものとする。

- a 供託者から作成後3か月以内の登記事項証明書の添付又は提示がされた場合は、上記(7) a と同様に取り扱うものとする。
- b 供託者から当該登記事項証明書の添付又は提示をすることができない旨の連絡があった場合には、上記(7) b と同様に取り扱うものとする。

イ 登記情報連携システムの利用ができない場合

供託事務処理システムに障害が発生したとき又は登記情報連携システムに通信ができないとき若しくは同システムに障害が発生したとき（以下「障害等発生時」という。）は、登記情報連携によって供託者等である法人の登記情報を取得することができないため、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることはできない。

この場合には、供託官は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 窓口申請又は送付申請がされた場合

窓口申請の場合において、供託者等からの申出があるときは、供託官は、規則第14条第1項後段（同条第4項後段、第21条第5項並びに第27条第2項及び第3項（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づく簡易確認手続（登記された法人が当該法人の代表者の資格につき登記官の確認を受けた供託書等を提出して、代表者の資格を証する登記事項証明書の提示に代えることができる手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。

他方、送付申請の場合にあっては、供託者等からの申出があったものとして取り扱い、供託官は、当該簡易確認手続を行って差し支えないものとする。

(イ) オンライン申請がされた場合

a オンライン申請のうち、申請書情報に電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を行っていないもの（供託かんたん申請）については、供託者からの申出があったものとして取り扱い、供託官は、規則第14条第1項後段の規定に基づく簡易確認手続を行うものとする。

b a以外のオンライン申請についても、供託者からの申出があつたものとして取り扱い、供託官は、規則第14条第1項後段の規定に基づく簡易確認手続を行うものとする。

当該簡易確認手続は、後記第3のとおり取り扱うものとする。

## 5 添付又は提示省略の対象

(1) 供託官は、供託書等に記載された法人の代表者の資格を証する登記事項証明書、委任による代理人が法人である場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書及び支配人その他登記のある代理人の権限を証する登記事項証明書のほか、次のアからカまでなどについても、登記事項証明書の添付省略の取扱いを行うものとする。

- ア 規則第24条第2項に規定する利害関係人の承諾書に併せて添付する代表者の資格を証する登記事項証明書（同項第2号）
- イ 商号又は名称の変更及び本店又は主たる事務所の移転があったことを証する登記事項証明書
- ウ 登記された法人が有する供託物払渡請求権が債権譲渡された場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書
- エ 登記された法人が有する供託物払渡請求権について質権が設定された場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書
- オ 組織変更（会社法（平成17年法律第86号）第2条第26号）があつたことを証する登記事項証明書
- カ 吸収合併（会社法第2条第27号）又は新設合併（同条第28号）があつたことを証する登記事項証明書

(2) 上記アからカまでなどにおける法人の代表者の資格等の確認は、登記情報連携システムから出力した登記情報の内容を用紙に出力したものを持って行うものとし、供託官は、当該用紙に基づき、供託書等に記載された法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所により法人を特定し、当該法人の代表者の資格等を確認するものとする。

(3) 供託官は、供託手続が終了した後、上記(2)の用紙を、供託金払渡請求書類つづり込帳等に編てつするものとする。

### 第3 簡易確認手続の見直し

#### 1 改正の概要

(1) 規則第14条第1項後段の規定に基づく簡易確認手続

障害等発生時には、登記情報連携により供託者等の登記情報を取得することができないため、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることはできない。この場合には、登記事項証明書の添付省略に代えて、簡易確認手続によることとされた（規則第14条第1項等）。

簡易確認手続は、次のとおりとする。

#### ア 登記管轄要件の撤廃

簡易確認手続は、供託所と証明をすべき登記所とが同一の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（法務大臣が指定したものを除く。）であることを要件（以下「登記管轄要件」という。）としていたところ、改正省令により、当該要件の根拠とな

る規定が削られ、登記管轄要件が撤廃された（規則第14条第1項参照）。これにより、供託所において、商業・法人登記の管轄にかかわらず、簡易確認手続を行うことができることとされた。

イ 簡易確認手続を行わない庁の指定の廃止

昭和53年法務省告示第53号は、簡易確認手続を行わない局として、東京法務局本局、大阪法務局本局及び名古屋法務局本局を指定していたところ、当該指定が廃止され、代表者の資格を証する登記事項証明書の簡易確認手続は、全ての供託所において行うこととされた（規則第14条第1項後段、告示）。

ウ 登記された法人が代理人として供託等をする場合の取扱い

(ア) 登記された法人が代理人として供託をする場合には、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることができるところ（情報通信技術活用法第11条、規則第14条第4項前段）、登記事項証明書の添付省略の取扱いができない場合には、簡易確認手続を行うことができることとされた（規則第14条第4項後段）。

(イ) 登記された法人が代理人として供託物払渡請求をする場合にも、登記事項証明書の添付省略の取扱いをすることができるところ（情報通信技術活用法第11条、規則第27条第1項）、登記事項証明書の添付省略の取扱いができない場合には、規則第14条第1項後段の規定に準じて、簡易確認手続を行うことができるものとする。

(ウ) 登記された法人が代理人として、規則第38条第1項の規定による供託等をする場合において、その申請書情報に当該法人の代表者が電子署名を行い、かつ、当該代表者に係る規則第39条第3項第1号に掲げる電子証明書を当該申請書情報と併せて送信したときは、規則第14条第4項又は第27条第1項の規定にかかわらず、簡易確認手続を行わないものとする。

(2) 規則第26条第1項ただし書の規定に基づく簡易確認手続

供託物払渡請求書に添付する登記所の作成した印鑑証明書について、登記管轄要件を前提として、供託物払渡請求者からの申出があるときは、供託官は、規則第26条第1項ただし書（第21条の3第3項、第21条の6第2項、第35条第4項、第36条第3項、第42条第3項、第48条第3項及び第49条第4項において準用する場合を含む。）の規

定に基づく簡易確認手続（登記された法人が当該法人の印鑑につき登記官の確認を受けた供託物払渡請求書を提出して、印鑑証明書の添付を省略することができる手続をいう。以下同じ。）を行うものとされていたところ、改正省令によって、供託所が法務大臣が指定した法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所である場合を除き、登記管轄要件は撤廃された（規則第 26 条第 1 項）。なお、告示において法務大臣が指定する法務局として東京法務局本局、大阪法務局本局及び名古屋法務局本局が引き続き指定されたことから、これら 3 局においては、従来どおり規則第 26 条第 1 項ただし書の規定に基づく簡易確認手続を行うことはできない。

## 2 簡易確認手続の具体的な取扱い

規則第 14 条第 1 項後段又は第 26 条第 1 項ただし書の規定に基づく簡易確認手続は、上記 1 のほか、次のとおり取り扱うものとする。

なお、簡易確認手続については、手数料を要しない。

### (1) 乙号事務に係る民間委託実施庁における処理

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく登記簿等の公開に関する事務（以下「乙号事務」という。）の包括的民間委託を実施している法務局若しくは地方法務局若しくはそれらの支局又はそれらの出張所（以下「民間委託実施庁」という。）が供託所である場合における簡易確認手続の取扱いは、次のアからウまでの方法によるものとする。

#### ア 供託官による依頼書の作成等

##### (ア) 窓口申請の場合

供託者等から、簡易確認手続によりたい旨の申出があり、供託官がこれを認める場合には、様式第 1 号又はこれに準ずる依頼書を作成するものとする。当該依頼書を作成したときは、供託官は、供託書等の余白に様式第 2 号又はこれに準ずる印を押なつするものとする。

供託官は、供託者等に供託書等及び依頼書を手交し、登記簿等の公開に関する事務の窓口（以下「乙号窓口」という。）へ依頼書の提出を依頼するものとする。

なお、供託者等から作成後 3 か月以内の登記事項証明書又は印鑑

証明書の提示又は添付があった場合には、供託官は、当該登記事項証明書又は印鑑証明書により法人の代表者等の資格又は供託物払渡請求書に押印された印影を確認するものとする。

(イ) 送付申請の場合

送付申請の場合であっても、供託者等からの申出があったものとして取り扱い、簡易確認手続を行うことができるものとする。この場合には、供託官は、様式第1号又はこれに準ずる依頼書を作成し、乙号窓口に提出するものとする。

(ウ) オンライン申請の場合

オンライン申請の場合であっても、供託者からの申出があったものとして取り扱い、簡易確認手続を行うことができるものとする。この場合には、供託官は、様式第3号又はこれに準ずる依頼書を作成し、乙号窓口に提出するものとする。

イ 乙号窓口における処理

(ア) 窓口申請の場合

依頼書の提出を受けた乙号事務の担当者は、依頼書において指定された証明書各1通（「公用」の印字を付したもの。）を作製し、当該証明書の表面の適宜の箇所に様式第4号の朱印を押なつした上で、これを供託者等に引き渡すものとする。

この場合において、依頼書が印鑑証明書に係るものであるときは、乙号事務の担当者は、供託物払渡請求者に印鑑カードの提出を求め、その印鑑証明書を引き渡す際に、供託物払渡請求者に当該印鑑カードを返却するものとする。

なお、証明書を引き渡した後の依頼書は、他の証明請求事件に係る請求書と共に編てつするものとする。

(イ) 送付申請及びオンライン申請の場合

依頼書の提出を受けた乙号事務の担当者は、依頼書において指定された証明書各1通（「公用」の印字を付したもの。）を作製し、当該証明書の表面の適宜の箇所に様式第4号の朱印を押なつした上で、これを供託官に引き渡すものとする。

なお、証明書を引き渡した後の依頼書は、他の証明請求事件に係る請求書と共に編てつするものとする。

## ウ 供託所における取扱い

### (ア) 窓口申請の場合

#### a 登記事項証明書の取扱い

供託者等から、供託書等とともに、上記イ(ア)の手続により作製された登記事項証明書の提出があった場合は、供託官は、代表者の資格を証する登記事項証明書等の提示があったものとして取り扱うものとする。

この場合において、登記事項証明書は、供託手続が終了した後、供託書添付書類つづり込帳等に編てつするものとする。なお、当該登記事項証明書については、規則第9条の2第1項に定める添付書類に該当しないため、原本還付に応ずることはできない。

#### b 印鑑証明書の取扱い

供託物払渡請求者から、供託物払渡請求書とともに、上記イ(ア)の手続により作製された印鑑証明書の提出があった場合は、供託官は、印鑑証明書の添付があったものとして取り扱うものとする。

この場合において、印鑑証明書は、供託手続が終了した後、払渡請求書類つづり込帳等に編てつするものとする。なお、当該印鑑証明書については、規則第9条の2第1項に定める添付書類に該当しないため、原本還付に応ずることはできない。

### (イ) 送付申請及びオンライン申請の場合

乙号事務の担当者から引渡しを受けた登記事項証明書の取扱いは、上記(ア)と同様とする。

### (2) 乙号事務に係る民間委託実施庁以外の庁における処理

#### ア 供託官による供託書等への印判の押なつ及び供託者等への交付

供託者等から、簡易確認手続によりたい旨の申出があったときは、供託官は、供託書等（供託有価証券払渡請求書及び供託有価証券利札請求書については、供託所に保存すべき1通）の適宜の箇所に様式第5号又はこれに準ずる印判を押なつした上で、これを交付するものとする。

なお、法人である代理人が供託手続をしようとする場合において、代理人の権限を証する書面に記載された当該法人の代表者の資格につき簡易確認手続を求める申出があったときは、供託官は、供託書等に

様式第5号又はこれに準ずる印判を押なつし、かつ、供託書等と当該代理人の権限を証する書面とに供託官が職印をもって契印した上で、これを交付するものとする。

イ 登記官による確認及び供託者等への交付

登記官は、供託者等から、様式第5号又はこれに準ずる印判の押なつされている供託書等に記載された代表者の資格等又は押印された印影につき確認を求められたときは、登記情報システムから出力した登記事項証明書又は印鑑証明書により照合した上で、当該印判の印影の指定する箇所に照合済の旨及びその年月日を記載して、登記官認印取扱規程（昭和38年3月8日付け法務省民事甲第457号当職通達）による認印を押した上で、これを交付するものとする。

ウ 供託カードを提示してする供託における取扱い

供託官は、登記官に確認を受ける全ての事項（商号又は名称、本店又は主たる事務所、代表者の資格及び氏名等）を供託書に記載して登記官の確認を受ける取扱いによるほか、便宜、供託者から提示を受けた供託カードに係る調査票を出力し、これを供託書と併せて供託者に交付し、当該供託書の裏面に登記官の確認を受ける取扱いをして差し支えない。

なお、後者の取扱いによる際には、調査票の表面と様式第5号又はこれに準ずる印判が押なつされた供託書の裏面との間に供託官が職印で契印するものとする。

エ 供託所における取扱い

上記イ又はウによる確認を受けた供託書等の提出があったときは、供託官は、規則第9条、第15条及び第27条の規定に準じて取り扱って差し支えないものとする。

第4 支払証明書に係る事務の取扱い

1 改正の概要

配当その他官庁又は公署の決定によって供託物の払渡しを受ける者は、供託物払渡請求書に、印鑑証明書などの添付書類のほか、官庁又は公署から交付された供託規則第29号書式の証明書（以下「支払証明書」という。）を添付する必要があったところ、改正省令によって、供託所に保管されている支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明

らかとならないときは、支払証明書の添付を要することとされた（規則第30条第2項）。

## 2 支払証明書の添付を要する場合

規則第30条第2項の「支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないとき」とは、例えば、債権差押命令における差押債権者がDV被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者をいう。）である場合に、当該差押債権者が執行裁判所に住所の秘匿を申し出たときが挙げられる。この場合には、支払委託書には供託物の払渡しを受けるべき者の住所が明らかとならないが、供託物の払渡しを受けるべき者からの請求であることを担保するため、支払証明書の添付を要することとなる。

# 第5 裁判所書記官が作成した証明書に係る事務の取扱い

## 1 改正の概要

供託物の払渡しを請求する者は、原則として、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。以下同じ。）又は登記所の作成した印鑑証明書を添付しなければならず（規則第26条第1項、第2項）、これら以外の印鑑証明書は認められていなかったところ、改正省令によって、裁判所によって選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、裁判所書記官が作成した証明書を添付したときは、市町村長又は登記所の作成した印鑑証明書の添付を要しないこととされた（規則第26条第3項第6号）。

## 2 裁判所書記官が作成した証明書の有効期間

裁判所書記官が作成した証明書の有効期間は、作成後3か月以内のものに限られる（規則第9条）。

様式第1号

依頼書（書面申請用）

供託申請又は供託物払渡請求等の手続に当たり、下記1記載の法人について、簡易確認手続によりたい旨の申出があったため、下記2記載の証明書を確認する必要がありますので、交付願います。

年　　月　　日

法務局（地方法務局）　　（支局）

供託官　　印

記

1 法人

商　号・名　称 \_\_\_\_\_  
本店・主たる事務所 \_\_\_\_\_  
会社法人等番号（任意） \_\_\_\_\_

2 確認手続に必要な証明書

代表者事項証明書（1通）  
 現在事項一部証明書（1通）  
　　 役員区  
　　 会社支配人区  
 現在事項全部証明書（1通）  
 印鑑証明書（1通）（印鑑カードの提出を要する。）

（注）必要な証明書の□に✓をすること。

3 登記手数料

登記手数料令第18条により免除

様式第2号

依頼書手交済

様式第3号

依頼書（オンライン申請用）

供託申請の手続に当たり、下記1記載の法人について、簡易確認手続によりたい旨の申出があったため、下記2記載の証明書を確認する必要がありますので、交付願います。

年　月　日

法務局（地方法務局）　（支局）

供託官　印

記

1 法人

商号・名称 \_\_\_\_\_  
本店・主たる事務所 \_\_\_\_\_  
会社法人等番号（任意） \_\_\_\_\_

2 確認手続に必要な証明書

代表者事項証明書（1通）  
 現在事項一部証明書（1通）  
　　 役員区  
　　 会社支配人区  
 現在事項全部証明書（1通）

（注）必要な証明書の□に✓をすること。

3 登記手数料

登記手数料令第18条により免除

様式第4号

供託手続用

様式第5号

年月日	登記官印
資格は登記記録 により照合済	
印鑑は印鑑記録 により照合済	